

恩納村告示第 39 号

恩納村再編交付金関連健康づくり事業実施要綱を次のように定める。

平成21年5月22日

恩納村長 志喜屋 文康

制 定	
平成20年	6月30日
一部改正	
平成21年	5月22日
一部改正	
平成24年	3月30日

恩納村再編交付金関連健康づくり事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、村民の健康を保持増進させ、いつまでも明るく、元気に充実した生活を築いていけるように、住民一人一人が、自らの健康観に基づいた健康づくりを実践でき、個人の健康づくりを地域社会全体で支援し、人と人のふれあいを通したコミュニティー豊かな笑顔あふれる健康文化村づくりを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、原則として恩納村に住所を有する者とする。

(時期)

第3条 この事業は平成20年8月1日より実施する。

(事業内容等)

第4条 健康づくりの内容及び利用方法は、別記に掲げるとおりとする。ただし、年度ごとに事業を変更することができる。

別記（第4条関係）

(1) 健康づくり通信教室

ア 事業内容 通信票（郵送による）でやりとりを行う通信型の健康教室で、体重記録や健康に関する情報を提供し、健康づくりに取り組んでもらう。

イ 事業目的 仕事が忙しい等、時間的に教室参加が難しい方でも健康づくりができる環境づくりを図る。

ウ 対 象 者 村民

エ 参加方法 恩納村において周知・募集を行う。

(2) 出前ウォーキング講習会

ア 事業内容 動作法で体の正しい使い方を指導したり、ウォーキングコースマップを利用して、ウォーキング講習会を開催する。

イ 事業目的 ウォーキングマップの普及、運動習慣の定着、また誰でも身近に健康づくりができるように意識高揚を図る。

ウ 対 象 村民

エ 参加方法 恩納村において周知・募集を行う。

(3) みんなで健康づくり

ア 事業内容

- ① 運動キャンペーン 個人またはグループでエントリーし、2ヶ月間の合計歩数など競う。(貯歩っとレース)
- ② 標語キャンペーン 健康に関する標語・川柳の募集を行い、入賞者は表彰も行う。
- ③ 野菜キャンペーン 野菜摂取を推進し、食に対する意識の向上を図る事業を行う。

イ 事業目的 ウォーキングの普及、運動習慣のきっかけづくり、また村民の健康に対する意識高揚を図る。

ウ 対 象 者 村民

エ 参加方法 恩納村において周知・募集を行う。

(4) 各字健康づくり教室

ア 事業内容 健康づくりに関する情報の提供と啓発健康教育を実施し、参加者への運動・栄養・ストレスマネジメントに関する情報を提供する教室を開催する。

イ 事業目的 健康に対する意識の高揚を図るとともに、個人の自己管理能力の育成を図る。

ウ 対象者 村民

エ 参加方法 恩納村において周知・募集を行う。

(5) リーダー研修

ア 事業内容 住民が主体的に健康づくりを推進・実践している地域の視察研修を行い、それぞれの地域に合った健康づくり推進・実践方法について検討する研修を開催する。

イ 事業目的 リーダー養成することで、各地域で健康づくりに取り組む組織育成を図る。

ウ 対象者 (1) ～ (4) までの事業に参加された村民や各字の中心となる人など。

エ 参加方法 恩納村において周知・募集を行う。

(6) がんじゅうクラブ

ア 事業内容 肥満や膝・腰痛などでウォーキングが無理な方のために、筋力トレーニング、柔軟体操を行います。

イ 事業目的 健康づくりや生活習慣病予防のために、住民が身近な地域で定期的に運動を行い、健康意識を高めて運動の習慣を身につける。

ウ 対象 村民

(7) 運動普及推進員養成講座

ア 事業内容 健康づくりに関する一般知識と運動に関する知識と実技、及び地区組織活動についての講座を設ける。

イ 事業目的 運動を通して村民の健康に対する関心を高め、健康に向けた主体的な活動を推進する人材を育成する。講座修了者は村で実施する「がんじゅうクラブ」事業へ参加、協力してもらう。

ウ 対象 運動や健康づくり及び仲間づくりに関心があり、普段から運動習慣のある住民。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成20年8月1日から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成21年5月22日から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から施行する。